

高取まちづくり協議会

第9回 通常総会



認知症サポーター養成講座



水仙の植栽



大家族ひえだ川駅伝



彼岸花観賞ウォーキング



体験型防災訓練(どんぐり公園)



彼岸花の植栽



オレオレ詐欺講習会



防災キャンプin取小



炊出し訓練

日時 平成29年5月8日(月)
午後7時00分から
会場 高取公民館 会議室(1階)

高取まちづくり協議会

第9回通常総会次第

- 1 開会のことば
- 2 市民憲章唱和
- 3 定足数の確認報告
- 4 会長あいさつ
- 5 議事録署名人の選任
- 6 議 事
 - 第1号議案 平成28年度 事業報告の承認について P 2
 - 第2号議案 平成28年度 収支決算の承認について P 3
 - 第3号議案 平成29年度 役員（案）の承認について P 4
 - 第4号議案 平成29年度 事業計画（案）の承認について P 5
 - 第5号議案 平成29年度 収支予算（案）の承認について P 6
- 7 役員紹介
- 8 来賓祝辞
- 9 閉会のことば

参考資料

- ・ 代表理事・理事・会員・協力団体名簿（案） P 7
- ・ 規約 P 9
- ・ 貸出備品項目一覧 P 13
- ・ 実施事業グループ編成名簿（案） P 14

第1号議案

平成28年度 高取まちづくり協議会事業報告書

1. 事業実施の方針

高取まちづくり協議会は、論地町、向山町、本郷町、清水町の高取小学校区内住民が互いに協力し、地域共通の課題の解決に努めることにより住民相互の連帯感と自治意識の向上を図るとともに「心ふれあう安全・安心なまちづくり」を推進する目的として下記の事業を実施した。

2. 事業の実施に関する事

区分	事業内容	実施日	実施場所	実施状況
1 防犯事業	① 防犯パトロール事業	4月～3月	高取小学校区	パトロール日数229日 参加人数651名 ・夏休み中、高取小学校先生巡回(7日間) ・年末特別パトロール(4日間)
	② 緊急パトロール事業	12/29、30	高取小学校区	夜間に実施
	③ 散歩パトロール事業	6/19 論地・7/3 向山・9/4 本郷・10/9 清水町	高取小学校区	高浜シバ-人材センター 参加人数延べ120名
	④ 青パト講習会参加事業	毎週水曜と金曜	高取小学校区	高取婦人会 参加人数延べ480名
	⑤ 防犯啓発事業	5/30	中央小学校区	参加 新規8名 更新21名
	⑥ 太陽光LED防犯灯維持管理事業	6/17	高取小体育館	参加28名
2) とりしろう制作事業	① のぼり旗事業	29.1月、2月	本郷町2台、清水町2台	現在113世帯
	② とりしろう発行事業	7月～	高取小学校区	現在113世帯
2 防災事業	1) 総合防災訓練事業	6月～3月	各町内、隣組拠点及町内会拠点→高取公民館:中学生参加23名 高取小学校にて水のハケッル-実施:参加110名	29年5月2100部発行(高取地区各世帯配布予定)
	2) 防災資機材倉庫管理事業	9/4	高取小学校防災倉庫	チェック表に従い点検
	① 防災講演会	9/4、29.2/5	高取公民館会議室	防災講演会講師:酒井康満氏 参加31名
	② 炊出し訓練	2/23	高取小学校グラウンド	防災事業食料班と婦人会にて40名(準備含)
3) 防災体制構築事業	③ 避難所開設、論地どんぐり公園防災訓練	29.2/5	高取小学校グラウンド	避難所開設での水槽、トイレ組立
	④ 災害時要援護者の支援体制の検討	9/4	高取小学校グラウンド	参加人数延べ110名(子ども50名)
	⑤ 避難所開設、論地どんぐり公園	7/24	論地どんぐり公園	町内会、消防団、行政との会議体
	⑥ 災害時要援護者の支援体制の検討	4/15、6/10、8/26、1/27	まち協事務所・高取公民館	回収数集計127、6kg
3 環境美化事業	① ごみ減量事業	4月～3月	八反田公園→稗田川中学 橋→法警橋間→高取公民館	健康推進委員とのタッグ 参加延べ60名 ストレッツ講座参加延べ40名
	② まちなか美化事業	29.4/15	高取公民館玄関	花の苗植え 参加6名
	③ 稗田川の調査研究と自然環境向上活動	8/24	高取公民館玄関	ガーデン講習会 参加36名
	④ 草刈り維持事業	12/11	高取小学校	高取小学校ひえだ川ワグアの生徒による
	⑤ 球根等植栽事業	29.2/23	稗田川中学橋-法警橋間	草刈り60名(間伐作業12/11実施:15名)
	⑥ 水仙植栽及び藤棚維持管理事業	4/29、9/10	稗田川稗田橋-吉野橋間	彼岸花7千球球根植え 参加人数延べ145名 (球根植えの穴ほり作業参加49名)
	⑦ 八反田公園の魅力UP事業	7/17	稗田川法警橋-小橋間	花海棠13本、トリス3本植替え参加14名
	⑧ 水仙植栽及び藤棚維持管理事業	11/7	八反田公園	水仙球根植栽:高取幼稚園・保育園四・先生方で計75名と水明会15名と事業ウパ-16名 (植栽箇所準備11/3実施:18名)
	⑨ ふれあい交流事業	4月～3月	高取小学校	藤枝剪定作業延べ12名
	⑩ 大家族ひえだ川賑伝コミュニケーション事業	4月～3月	高取小学校	子ども会を中心として行った
4 地域団体支援事業	1) ふれあい交流事業	29.2/5	高取小学校	101チーム 404名の参加ランナー 運営ご協力者96名
	2) 大家族ひえだ川賑伝コミュニケーション事業	7/30-31	高取小学校・グラント・アール	高取小PTA OBと藤取の会:従事者約50名 参加者延べ100名
	3) 地域団体からの要請事業	6・8・11・3月	高取小学校区	高取地区約2千世帯
5 お知らせ事業	広報誌「いほほ」発行	29.5月立ち上げ	高取小学校、楽習館	高取小学校3年生92名、「お元氣会」の会員16名
6 高取まち協ホームページ開設事業	まち協活動や情報発信を狙いとしたりホームページを立ち上げた	10/13、12/11	高取小学校、楽習館	高取小学校3年生92名、「お元氣会」の会員16名
7 認知症サポーター養成事業	“認知症サポーター”になってもらうための講座を開催			

第2号議案

平成28年度 高取まちづくり協議会収支決算書

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(単位：円)

I 収入の部	科目	予算額	決算額	対予算額	備考
1	交付金等収入	6,522,000	6,522,000	0	市からの交付金
2	参加費収入	30,000	30,000	0	講座等参加費
3	雑収入	20,000	8,599	△ 11,401	預金利息、コピー代
4	前年度繰越金	1,204,754	1,204,754	0	
収入合計		7,776,754	7,765,353	△ 11,401	

II 支出の部	科目	予算額	決算額	残額	備考
事業費	計	4,852,000	4,800,581	51,419	
1	防犯事業	1,352,000	1,365,620	△ 13,620	
1)	防犯事業	838,000	752,804	85,196	燃料、保険、謝礼、防犯ベスト・帽子
2)	太陽光LED維持管理事業	200,000	274,320	△ 74,320	バッテリー交換4台
3)	とりしろ制作事業	314,000	338,496	△ 24,496	のぼり旗、とりしろ印刷
2	防災事業	457,000	377,041	79,959	
1)	総合防災訓練事業	111,000	110,800	200	四町内会訓練費
2)	防災資機材倉庫管理事業	10,000	0	10,000	
3)	防災体制構築事業	336,000	266,241	69,759	炊出訓練、避難所訓練、要援護者支援
3-1)	環境美化事業	132,000	133,963	△ 1,963	
①)	ごみ減量事業	10,000	16,662	△ 6,662	エコキャップ回収箱
②)	まちなか美化事業	108,000	104,859	3,141	寄植講習会(内3万円は参加費)、公民館花苗
③)	稗田川自然環境向上活動	14,000	12,442	1,558	活動備品
3-2)	稗田川花と緑ふれあい公園事業	1,416,000	1,407,607	8,393	球根・花木代、芝刈機オイル、間伐代、チラシ印刷
3-3)	八反田公園魅力UP事業	408,000	402,223	5,777	八反田公園維持管理、水仙植樹、藤棚管理
4-1)	ふれあい事業	500,000	500,000	0	子ども会交流事業
4-2)	大家族ひえだ川駅伝事業	243,000	253,297	△ 10,297	ランナー保険、チラシ、飲料、啓発品等
4-3)	地域団体からの要請事業	100,000	116,920	△ 16,920	防災キャップin取小(鷹取の会にて)
5	お知らせ事業	140,000	148,000	△ 8,000	印刷代(4回)
6	ホームページ開設事業	84,000	75,910	8,090	初期費用、開設謝礼
7	認知症サポーター養成事業	20,000	20,000	0	活動費
管理費	計	1,636,000	1,556,274	79,726	
1	謝礼	1,250,000	1,271,225	△ 21,225	団体・事務局謝礼、役員・事業活動費
2	会議費	12,000	7,550	4,450	飲料代
3	旅費交通費	4,000	0	4,000	
4	消耗品費	45,000	17,201	27,799	事務用品、事務所消耗品など
5	通信運搬費	35,000	45,759	△ 10,759	電話代・ファクス・切手代
6	手数料	190,000	168,480	21,520	コピー機リース料、コピー料
7	保険料	100,000	46,059	53,941	活動保険料
予備費		1,288,754	54,000	1,234,754	倉庫設置
支出合計		7,776,754	6,410,855	1,365,899	

次期繰越収支差額	収入	支出	残額	次年度へ繰越
	7,765,353	6,410,855	1,354,498	

監 査 報 告

上記の収支決算報告について詳細に監査の結果、適正であることを認めます。

平成29年4月14日

監 事 杉浦 祐文
 監 事 丸本 久若
 監 事 川南 和行

第3号議案

平成29年度 高取まちづくり協議会 役員（案）について

役職名	区分	氏名	備考
会長	新任	杉浦 秀敏	防災事業リーダー
副会長	再任	佐野 松男	防犯事業リーダー 花と緑ふれあい公園事業リーダー
会計	新任	神谷 文夫	

事務局長	再任	神谷 文夫	
------	----	-------	--

監事	再任	丸木 久芳	
監事	再任	川角 和行	
監事	新任	福井 信幸	

第4号議案

平成29年度 高取まちづくり協議会事業計画書(案)

1. 事業実施の方針

高取まちづくり協議会は、新たに策定した「高取小学校区 地域計画 2016→2021」のもと、これまでの取り組みの成果・課題を踏まえ、まちづくりの輪が広がるように、校区内の住民・団体との連携を強化しながら、高取地区の課題解決、魅力を伸ばす事業を実施する。

2. 事業の実施に関する事項

()内の日時は、会議日

区分	事業内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 防犯事業	①防犯パトロール事業												
	②緊急パトロール事業												
2 防災事業	③散歩パトロール事業												
	④青パト講習会参加事業												
3 環境美化事業	⑤防犯啓発事業												
	⑥防犯灯管理事業												
4 大家族ひえだ川駅伝コミュニケーション事業	1) たかとり納涼夏祭り事業												
	2) 豊かな自然を守り育む「地域の絆」向上事業												
5 地域住民交流事業	3) ホタルの飛翔復活事業												
	4) こども育成事業												
6 ふれあい交流事業	5) その他新規事業												
	子ども会を中心とした世代間交流を実施												
7 お知らせ事業	1) 広報誌「いなほ」発行												
	2) まち協ホームページ開設事業												
8 認知症サポーター養成事業	1) 地域の方々が講師(認知症キヤラハン・メント)を務める「養成講座」を開催												
	構成団体メン												
9 高取ふれあいプラザに向けた準備	子ども会を中心とした世代間交流を実施												
	高取まち協活動を年4回発信												
10 高取ふれあいプラザに向けた準備	高取地区に関する情報を収集・発信するためのHPの運営												
	地域の方が講師(認知症キヤラハン・メント)を務める「養成講座」を開催												
11 高取ふれあいプラザに向けた準備	構成団体メン												
	子ども会を中心とした世代間交流を実施												

第5号議案

平成29年度 高取まちづくり協議会収支予算書(案)

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(単位:円)

I 収入の部	科目	29年度予算額	28年度決算額	増減額	備考
1	交付金等収入	8,341,000	6,522,000	1,819,000	市民予算枠事業交付金 7,086,000円 地域内分権推進事業交付金 1,255,000円
2	参加費収入	30,000	30,000	0	講座等参加費
3	雑収入	10,000	8,599	1,401	預金利息、北一代
4	前年度繰越金	1,354,498	1,204,754	149,744	
収入合計		9,735,498	7,765,353	1,970,145	
II 支出の部	科目	29年度予算額	28年度決算額	増減額	備考
事業費 計		6,471,000	4,800,581	1,670,419	
1	防犯事業	1,424,000	1,365,620	58,380	
1)	防犯事業	810,000	752,804	57,196	燃料、車検、謝礼、防犯ベスト・帽子
2)	防犯灯管理事業	300,000	274,320	25,680	修理・交換
3)	とりしろ制作事業	314,000	338,496	△ 24,496	のぼり旗、“とりしろ”冊子発行
2	防災事業	457,000	377,041	79,959	
1)	総合防災訓練事業	111,000	110,800	200	四町内会訓練費
2)	防災資機材倉庫管理事業	10,000	0	10,000	年2回の点検
3)	防災体制構築事業	336,000	266,241	69,759	講演会、炊出、避難所訓練、要介護者支援
3	環境美化事業	1,453,000	1,943,793	△ 490,793	
1)	ごみ減量事業	10,000	16,662	△ 6,662	エコキャップ回収箱
2)	まちなか美化事業	108,000	104,859	3,141	寄植講習会(3万円は参加費)、花壇苗代
3)	稗田川花と緑ふれあい公園事業	963,000	1,407,607	△ 444,607	球根・花木代、芝刈機代、間伐代
4)	稗田川自然環境向上活動	14,000	12,442	1,558	調査用品
5)	八反田公園魅力アップ事業	358,000	402,223	△ 44,223	八反田公園維持管理、水仙植樹
4	大家族ひえだ川駅伝事業	243,000	253,297	△ 10,297	ランナー保険、チラシ・プログラム印刷、啓発品等
5	地域住民交流事業	2,274,000	116,920	2,157,080	
1)	たかとり納涼夏祭事業	1,211,000	0	1,211,000	※
2)	「地域の絆」向上事業	367,000	0	367,000	※
3)	ホテルの飛翔復活事業	234,000	0	234,000	※
4)	こども育成事業	412,000	116,920	295,080	高取小学校PTAと鷹取の会
5)	その他新規事業	50,000	0	50,000	1団体枠
6	ふれあい交流事業	430,000	500,000	△ 70,000	※
7	お知らせ事業	170,000	223,910	△ 53,910	広報誌いなほ印刷代(5回)、HP運営
8	認知症サポーター養成事業	20,000	20,000	0	講習会実施
9	高取ふれあいプラザ化準備	0	0	0	
管理費 計		1,900,000	1,556,274	343,726	
1	謝礼	1,400,000	1,271,225	128,775	団体・事務局謝礼、役員・事業活動費
2	会議費	10,000	7,550	2,450	飲料代
3	旅費交通費	4,000	0	4,000	交通費
4	消耗品費	50,000	17,201	32,799	事務用品、事務所消耗品など
5	通信運搬費	150,000	45,759	104,241	電話・ネット代、ハガキ・切手代
6	手数料	236,000	168,480	67,520	コピー機リース料、コピー料
7	保険料	50,000	46,059	3,941	活動保険料
予備費		1,364,498	54,000	1,310,498	
支出合計		9,735,498	6,410,855	3,324,643	

※印は、構成団体が中心となって高取小学校区で行う事業とする。
科目間の流用は認める。

参 考

役職名	区分	氏 名	備 考
代表理事	新規	濱 田 俊 幸	清水町町内会 29年度会長
代表理事	新規	川 角 紀 美	本郷町町内会 29年度会長
代表理事	新規	水 野 隆 治	向山町町内会 29年度会長
代表理事	新規	鳥 居 信三郎	論地町町内会 29年度会長
代表理事	継続	鍋 田 裕 久	とりしろ制作事業リーダー 認知症サポーター養成事業リーダー
代表理事	新任	荒 川 昭 治	環境美化事業リーダー
代表理事	継続	畔 柳 洋 一	稗田川自然環境向上活動事業リーダー
代表理事	新規	早 川 弘 樹	こども育成事業リーダー
代表理事	継続	酒 井 康 満	高取公民館館長 ひえだ川駅伝・八反田公園魅力UP事業リーダー
代表理事	新規	島 村 浩 二	高取小学校PTA 29年度会長
代表理事	新規	兵 藤 敦 子	高取地区子ども会 29年度副会長
代表理事	新規	原 田 絹 代	高浜婦人の会 29年度高取支部支部長
代表理事	新規	柴 田 幸 男	いきいきクラブ代表 (新和会 29年度会長)

オブザーバー	池 田 互 隆	高取小学校 校長
オブザーバー	岡 本 竜 生	高浜中学校 校長
オブザーバー	箕 浦 博 夫	南中学校 校長

顧 問	小野田 由紀子	高浜市議会議員
顧 問	杉 浦 敏 和	高浜市議会議員

理 事	新規	佐 藤 建 夫	清水町町内会 29年度副会長
理 事	新規	川 角 金 和	本郷町町内会 29年度副会長
理 事	新規	杉 浦 修 二	向山町町内会 29年度副会長
理 事	新規	神 谷 達 実	論地町町内会 29年度副会長
理 事	継続	深 谷 忠 道	防犯事業サブリーダー
理 事	継続	石 川 克 己	防犯事業サブリーダー
理 事	継続	鈴 木 みどり	防災事業サブリーダー・認知症事業サブリーダー
理 事	継続	磯 野 保 夫	環境美化事業サブリーダー
理 事	継続	平 田 敦 史	稗田川自然環境向上活動事業サブリーダー
理 事	継続	杉 浦 好	花と緑ふれあい公園事業サブリーダー
理 事	継続	青 山 光 博	八反田公園魅力UP事業サブリーダー
理 事	継続	荒 川 義 孝	大家族ひえだ川駅伝事業サブリーダー
理 事	継続	竹 内 亨 弘	大家族ひえだ川駅伝事業サブリーダー
理 事	継続	小 堀 智 子	ホームページ開設事業サブリーダー
理 事	継続	川 角 満 乗	前稗田川清流まつり事業サブリーダー
理 事	継続	清 水 美智男	高取小学校 教頭

理事	継続	松川文香	高取幼稚園園長
理事	継続	杉浦志保	高取保育園園長
理事	新規	伊藤佳菜	高取幼稚園PTA29年度会長
理事	新規	城戸恵理	高取保育園保護者の会29年度会長
理事	新規	前島佳奈子	子ども会(ひまわり)29年度会長
理事	新規	類沢晃子	子ども会(ろんち)29年度会長
理事	新規	神谷友里	子ども会(なかよし)29年度会長
理事	新規	杉浦雅子	高浜婦人の会29年度高取支部副支部長
理事	新規	深谷裕史	いきいきクラブ 白秋会29年度会長
理事	新規	神谷重正	いきいきクラブ 親友会29年度会長
理事	新規	矢代健太郎	消防第4分団29年度分団長

会員	継続	神谷修	向山町
会員	継続	角谷とみ子	論地町
会員	継続	石川あい子	論地町
会員	継続	神谷香代子	向山町
会員	継続	杉浦邦彦	向山町
会員	継続	太田邦弘	向山町
会員	継続	見澤正弘	清水町
会員	継続	生田泰清	本郷町
会員	継続	角谷清一	論地町
会員	継続	杉浦正博	論地町
会員	継続	服部允彦	清水町
会員	継続	杉浦巖	向山町
会員	継続	浅野勝次	清水町
会員	継続	大岡正代	本郷町
会員	継続	神谷桑一	本郷町
会員	継続	杉浦有三	論地町
会員	継続	野々山安清	本郷町
会員	継続	藤浦貴子	論地町
会員	継続	平澤悦子	本郷町
会員	継続	柴田悟	向山町
会員	新規	川角順造	清水町
会員	新規	神谷善史	本郷町
会員	新規	神谷義幸	論地町
会員	新規	神谷紀美代	向山町

会員	継続	(社)高浜市シルバー人材センター	代表 山本好子
会員	継続	水明会	代表 杉浦好
会員	継続	医療法人碧会 グループホームひだまりの家	責任者 澤健治
会員	継続	社会福祉法人昭徳会 授産所高浜安立	責任者 改田健児
会員	継続	社会福祉法人知多学園 論地がるてん	責任者 磯部泰久
関係団体	継続	清流会	代表 杉浦勝利

高取まちづくり協議会 規約

平成20年8月30日 施行
平成24年4月1日 一部改正
平成25年5月21日 一部改正
平成27年5月18日 一部改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、高取まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、高浜市向山町一丁目214番地4に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協議会は、高取小学校区内の住民が互いに協力し、地域共通の課題の解決に努めることにより、住民相互の連帯感と自治意識の向上を図るとともに、心ふれあう安全・安心なまちづくりを推進することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防犯事業
- (2) 防災事業
- (3) 環境美化
- (4) 町内会等関係団体よりのすべての新規要請事業
- (5) その他協議会の目的達成のために必要な事業

2 前項第4号の新規事業の可否については、期首、期中を問わず代表者会出席者の過半数により議決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。なお、代表者会は、前項の規定により新規事業の議決を行ったときは、速やかに理事會に報告するものとする。

第3章 会員

(会員の種別)

第5条 協議会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 役員（会長、副会長、会計）、監事、事務局長及び事務局次長
- (2) 代表理事は、四町内会会長、グループリーダー、高取公民館、高取小学校PTA、高取地区子ども会、高取婦人会、いきいきクラブの各々の代表者とする。
- (3) 理事は、前四町内会会長、四町内会副会長と高取小学校区内の団体の代表者とする。
- (4) 会員は、役員、代表理事、理事の任期満了後本人意思により引き続き協議会活動に賛同する方または、協議会活動に賛同する高取小学校区内在住及び在勤の個人、団体、企業とする。
- (5) 高取小学校長、高浜中学校長、南中学校長はオブザーバーとする。

(入会)

第6条 会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 高取小学校区内に在住し、若しくは在勤する者又は協議会が実施する事業に関係する者であること。
- (2) 宗教活動に利用する者でないこと。
- (3) 暴力団員又はその関係者でないこと。

2 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書（以下「申込書」という。）を会長に提出しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第7条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 別に定める退会届（以下「退会届」という。）を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が解散したとき。

(退会)

第8条 会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

第4章 役員等

(役員等の定数)

第9条 協議会の役員等の定数は次のとおりとする。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人以上3人以内
- (3) 代表理事 15人以内
- (4) 理事 45人以内
- (5) 監事 1人以上3人以内

(選任等)

第10条 役員及び監事は、総会において選任する。

- 2 事務局長及び事務局次長は、全会員の中から会長が選任する。
- 3 監事は、理事又は協議会の事務局職員を兼ねることができない。

(職務)

第11条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 代表理事は、会長及び副会長を補佐し、この規約の定め並びに総会、代表者会及び理事会の議決に基づき、協議会の業務を執行する。

4 理事は、理事会を構成し、この規約の定め並びに総会及び理事会の議決に基づき、協議会の業務を執行する。

5 監事は、協議会の会務の執行及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(任期等)

第12条 役員、監事、事務局長及び事務局次長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問)

第13条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、若干名とし、有識者のうちから、代表者会の推薦を経て会長が委嘱する。

3 顧問は、必要に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

(事業グループ)

第14条 協議会に、第4条各号に掲げる事業を遂行するために事業グループを設けることができる。

2 代表理事及び理事は、いずれかの事業グループに所属するものとする。この場合において、事業遂行上必要があると認めるとき、又は本人が希望するときは、複数の事業グループに所属することができる。

3 事業グループにグループリーダーを置き、グループ員より選任する。

4 事業グループは、所掌する事業の企画運営を行う。

(事務局及び職員)

第15条 協議会に、事務を処理するための事務局を設け、事務局長、会計及びその他の職員を置く。

2 職員は、会長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関する必要事項は、代表者会の議決を経て会長が別に定める。

第5章 総会

(総会の種別)

第16条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第17条 総会は、代表理事及び理事をもって構成する。

(権能)

第18条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 規約の変更

(2) 事業計画及び収支予算

(3) 事業報告及び収支決算

(4) 役員の選任又は解任

(5) その他運営に関する重要事項

(開催)

第19条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 代表者会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 代表理事及び理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第20条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項各号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第21条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が出席できない場合は、出席した役員の中から議長を選出する。

(定足数)

第22条 総会は、代表理事及び理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第23条 総会における議決事項は、第21条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この規約で別に定める場合を除き、出席した代表理事及び理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第24条 やむを得ない理由のため総会に出席できない代表理事及び理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の代表理事及び理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の規定により表決した代表理事及び理事は、第23条、前条第2項、次条第1項第2号及び第44条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する代表理事及び理事は、その議事の議決に加わることができない。
(議事録)

第25条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 代表理事及び理事総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、代表理事及び理事をもって構成する。

(権能)

第27条 理事会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項

(開催)

第28条 理事会は、会長が必要と認めた場合に開催する。

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が出席できない場合は、出席した役員の中から議長を選出する。

(議決)

第31条 理事会における議決事項は、第30条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、代表理事及び理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第32条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない代表理事及び理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

2 前項の規定により表決した代表理事及び理事は、次条第1項第2号の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。

3 理事会の議決について、特別の利害関係を有する代表理事及び理事は、その議事の議決に加わることができない。
(議事録)

第33条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 代表理事及び理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 代表者会

(構成等)

第34条 代表者会は、会長、副会長、代表理事、事務局長、事務局次長及び会計をもって構成する。

(権能)

第35条 代表者会は、次の事項について議決する。

- (1) 理事会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 町内会等関係団体よりの新規提案事業に関する事項
- (4) その他会務の執行に関する事項

(会議)

第36条 代表者会は、会長が必要と認めた場合に開催する。

2 代表者会は、会長が招集する。

3 代表者会の議長は、会長がこれに当たる。

4 代表者会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 協議会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 寄付金品
- (2) 財産から生じる収入
- (3) 事業に伴う収入

(4) その他の収入

(事業計画及び予算)

第38条 協議会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(予備費の設定及び使用)

第39条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、代表者会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第40条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、代表者会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第41条 協議会の事業報告及び収支決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第42条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第43条 この規約は、総会に出席した代表理事及び理事の4分の3以上の議決を経なければならない。

(解散)

第44条 協議会は、総会の議決に基づいて解散する。

2 前項の規定により解散する場合は、代表理事及び理事総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第45条 協議会が解散したときに残存する財産は、高浜市に譲渡するものとする。

第10章 雑則

(雑則)

第46条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、代表者会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、協議会の成立の日から施行する。

(経過措置)

2 協議会の設立当初の役員は、第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は、第12条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成22年3月31日までとする。

3 協議会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第39条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

4 協議会の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、成立の日から平成21年3月31日までとする。

附 則

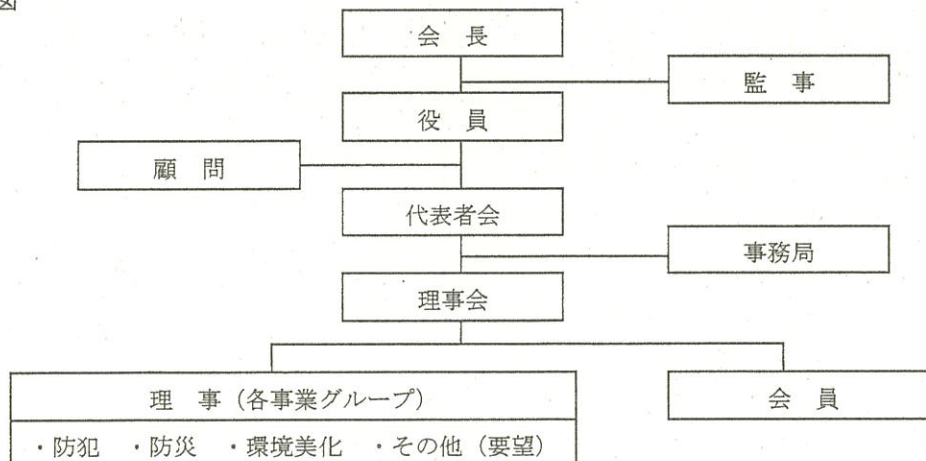
(施行期日) この規約は、平成24年4月1日より施行する。ただし、第10条第5項の改定規定は、平成23年10月1日より施行する。

附 則

(施行期日) この規約は、平成25年5月21日より施行する。

(施行期日) この規約は、平成27年5月18日より施行する。

組織図



貸 出 備 品 項 目

品 名	数 量	保管・設置場所	管理者
芝刈り機	1台	水明会倉庫フレンド公園	水明会代表
AED	1台	高取公民館	まち協事務局長
草刈機（刈払機）	5台	まち協倉庫	まち協事務局長
インバーター発電機	1台	まち協倉庫	まち協事務局長
サークルライト	2セット	まち協倉庫	まち協事務局長
コードリール	2台	まち協倉庫	まち協事務局長
テント 大・小	4セット	農業センター（旧消防倉庫）	まち協事務局長
ワイヤレスアンプ	1台	まち協事務局	まち協事務局長
プロジェクター	1台	まち協事務局	まち協事務局長
ツルハシ	20本	農業センター（旧消防倉庫）	まち協事務局長
エンジンチェンソー	3台	まち協倉庫	まち協事務局長
脚立 大・小	2台	農業センター（旧消防倉庫）	まち協事務局長
スコップ 大	10本	まち協倉庫	まち協事務局長
一輪車	1台	まち協倉庫	まち協事務局長

* 水明会の倉庫は向山町フレンド公園 管理者 杉浦 好様

貸出について

- ・貸出は、高取まちづくり協議会各種団体に限ります。
- ・申請書類を記入して、まち協事務局長へ提出してください。
- ・備品を破損させた場合には必ず管理者に報告してください。

参 考

平成29年度 実施事業グループ編成名簿 (案)

防犯パトロール事業

(敬称略)

	氏 名	所 属 団 体 等
リーダー	佐野松男	副会長
サブリーダー	深谷忠道	清水町
サブリーダー	石川克己	論地町
	川角満乗	論地町
	杉浦秀敏	会長
	濱田俊幸	清水町町内会29年度会長
	佐藤建夫	清水町町内会29年度副会長
	川角紀美	本郷町町内会29年度会長
	川角金和	本郷町町内会29年度副会長
	水野隆治	向山町町内会29年度会長
	杉浦修二	向山町町内会29年度副会長
	鳥居信三郎	論地町町内会29年度会長
	神谷達実	論地町町内会29年度副会長

とりしろう制作事業

(敬称略)

	氏 名	所 属 団 体 等
リーダー	鍋田裕久	民生委員
サブリーダー	佐野松男	副会長
	杉浦秀敏	会長
	清水美智男	高取小学校教頭
	島村浩二	高取小学校PTA29年度会長
	早川弘樹	前高取小学校PTA会長
	畔柳洋一	高取小学校PTAOB
	伊藤佳菜	高取幼稚園PTA29年度会長
	城戸恵理	高取保育園保護者の会29年度会長
	兵藤敦子	高取地区子ども会29年度副会長
	前島佳奈子	子ども会(ひまわり)29年度会長
	類沢晃子	子ども会(ろんち)29年度会長
	神谷友里	子ども会(なかよし)29年度会長
	酒井康満	高取公民館館長
	小堀智子	論地町

★事業実施にあたってはメンバーは他にもおられます。

防災事業

(敬称略)

	氏 名	所 属 団 体 等
リーダー	杉浦秀敏	対策統括
サブリーダー	佐野松男	救護班責任者
	矢代健太郎	消防第4分団29年度分団長
	濱田俊幸	清水町町内会29年度会長
	佐藤建夫	清水町町内会29年度副会長
	川角紀美	本郷町町内会29年度会長
	川角金和	本郷町町内会29年度副会長
	水野隆治	向山町町内会29年度会長
	杉浦修二	向山町町内会29年度副会長
	鳥居信三郎	論地町町内会29年度会長
	神谷達実	論地町町内会29年度副会長
	早川弘樹	学校対応班責任者
	清水美智男	高取小学校教頭(学校対応班)
	松川文香	高取幼稚園園長(学校対応班)
	杉浦志保	高取保育園園長(学校対応班)
	柴田幸男	いきいきクラブ代表(学校対応班)
	鈴木みどり	食料班責任者
	鍋田裕久	論地町民生委員(食料班)

原 田 絹 代	高浜婦人の会 29年度高取支部支部長 (食料班)
杉 浦 雅 子	高浜婦人の会 29年度高取支部副支部長 (食料班)
島 村 浩 二	高取小学校PTA 29年度会長 (食料班)
伊 藤 佳 菜	高取幼稚園PTA 29年会長 (食料班)
城 戸 恵 理	高取保育園保護者の会 29年会長 (食料班)
兵 藤 敦 子	高取地区子ども会 29年度副会長 (食料班)
神 谷 文 夫	物資調達班責任者
杉 浦 好	水明会代表 (物資調達班)

★事業実施にあたってはメンバーは他にもおられます。

環境美化事業

(敬称略)

リーダー	荒 川 昭 治	本郷町
サブリーダー	磯 野 保 夫	清水町
	竹 内 亨 弘	清水町
	深 谷 裕 史	いきいきクラブ白秋会 29年度会長
	柴 田 幸 男	いきいきクラブ新和会 29年度会長
	神 谷 重 正	いきいきクラブ親友会 29年度会長

★事業実施にあたってはメンバーは他にもおられます。

稗田川自然環境向上活動事業

(敬称略)

リーダー	畔 柳 洋 一	高取小学校PTA O B
サブリーダー	平 田 敦 史	高取小学校PTA O B
	早 川 弘 樹	前高取小学校PTA会長

★事業実施にあたってはメンバーは他にもおられます。

稗田川花と緑ふれあい公園事業

(敬称略)

リーダー	佐 野 松 男	副会長
サブリーダー	杉 浦 秀 敏	会長
サブリーダー	杉 浦 好	水明会代表
	濱 田 俊 幸	清水町町内会 29年度会長
	川 角 紀 美	本郷町町内会 29年度会長
	水 野 隆 治	向山町町内会 29年度会長
	鳥 居 信三郎	論地町町内会 29年度会長
	清 水 美智男	高取小学校教頭
	原 田 絹 代	高浜婦人の会 29年度高取支部支部長
	杉 浦 雅 子	高浜婦人の会 29年度高取支部副支部長
	神 谷 文 夫	会計・事務局長
	佐 藤 建 夫	清水町町内会 29年度副会長
	川 角 金 和	本郷町町内会 29年度副会長
	杉 浦 修 二	向山町町内会 29年度副会長
	神 谷 達 実	論地町町内会 29年度副会長
	島 村 浩 二	高取小学校PTA 29年度会長
	伊 藤 佳 菜	高取幼稚園PTA 29年度会長
	城 戸 恵 理	高取保育園保護者の会 29年度会長
	深 谷 裕 史	いきいきクラブ白秋会 29年度会長
	柴 田 幸 男	いきいきクラブ新和会 29年度会長
	神 谷 重 正	いきいきクラブ親友会 29年度会長
※関係団体	杉 浦 勝 利	清流会 代表

八反田公園魅力UP事業

(敬称略)

リーダー	酒井康満	論地町
サブリーダー	青山光博	清水町
※関係団体	佐野松男	副会長
	杉浦秀敏	会長
	磯野保夫	清水町
	松川文香	高取幼稚園園長
	杉浦志保	高取保育園園長
水明会		

★事業実施にあたってはメンバーは他にもおられます。

大家族ひえだ川駅伝事業

(敬称略)

リーダー	酒井康満	高取公民館館長
サブリーダー	荒川義孝	向山町
サブリーダー	竹内亨弘	清水町
※関係団体	杉浦秀敏	会長(防災:食料班代表)
	佐野松男	副会長
	神谷文夫	事務局長・会計

★事業実施にあたってはメンバーは他にもおられます。(学校、町内会、ジュニア陸上クラブ等)

こども育成事業

(敬称略)

リーダー	早川弘樹	前高取小学校PTA会長
サブリーダー	畔柳洋一	高取小学校PTAOB

★事業実施にあたってはメンバーは他にもおられます。

ホームページ開設事業

(敬称略)

リーダー	杉浦秀敏	会長
サブリーダー	小堀智子	論地町

認知症サポーター養成事業

(敬称略)

リーダー	鍋田裕久	民生委員
サブリーダー	鈴木みどり	民生委員
	酒井康満	民生委員

★事業実施にあたってはメンバーは他にもおられます。

高取市月憲章

高取まちづくり協議会

住 所	〒444-1313 高浜市向山町一丁目214番地4 (高取公民館2階)
TEL/FAX	55-3894
事 務 局	13:30~16:30 (土日祝日以外)
Eメールアドレス	tori-machikyo@katch.ne.jp

高浜市民憲章

わたくしたち高浜市民は、力を合わせ、英知と勇気をもって実践します。

1. スポーツに親しみ、健康な体をつくります。
1. 教養をたかめ、心のかよう家庭をつくります。
1. 仕事に誇りをもち、豊かなまちをつくります。
1. きまりを守り、住みよい社会をつくります。
1. きれいな水と青い空の、美しい郷土をつくります。